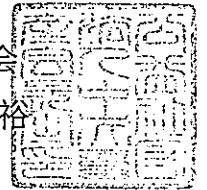




30年度発中畜第1298号
平成30年7月6日

一般社団法人岩手県畜産協会 会長 理事 様

公益社団法人中央畜産会
会長 森山 裕



畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）の
助成実施要領の制定について

本会業務につきましては、日頃よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、平成30年度から32年度の3ヵ年事業にて標記事業（日本中央競馬会特別振興資金助成事業）を実施いたします。

本事業では、畜産経営支援組織（畜産協会等）が行う女性経営者の育成に係る研修会や、女性経営者同士の連携強化のための情報交換会等を行うために必要な経費を助成します。また、畜産女性集団等が行う活動の強化や連携強化に向けた検討会等に必要な経費を助成します。

つきましては、別添のとおり助成実施要領を定めましたのでお送りいたします。

なお、事業実施主体の募集につきましては別途ご案内いたします。



畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）助成実施要領

公益社団法人中央畜産会

平成 30 年 7 月 6 日付け 30 年度発中畜第 1298 号

（趣旨）

第 1 条 公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、公益財団法人全国競馬・畜産振興会畜産振興事業助成実施要領（平成 23 年 6 月 10 日付け会長達第 1 号。以下「助成実施要領」という。）に基づき、我が国畜産経営の中核的な役割への女性参画の拡大と女性の地位向上を図るために、女性自身の経営者能力の向上等を図る事業に対して助成する。

この事業の実施に当たっては、助成実施要領に定めるもののほか、この要領（以下「中央畜産会助成実施要領」という。）に定めるところによる。

（事業実施主体）

第 2 条 この事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

1 第 3 条の 1 に係る事業実施主体

都道府県のそれぞれを区域とする農業協同組合連合会、農業協同組合、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、中小企業等協同組合、又は前述の複数団体で構成される協議会であって畜産の振興を目的とする法人等とする。

2 第 3 条の 2 に係る事業実施主体

都道府県のそれぞれを区域としており、畜産経営に携わる女性が主たる構成員であって、活動に関する規約等の規定を有する女性集団等とする。

（事業内容）

第 3 条 この事業は、次に掲げる事業とする。

1 畜産女性経営者の育成支援

畜産経営の新たな担い手となる畜産女性を対象にした経営者育成研修会や経営者間の連携強化等に取り組む事業。

2 畜産女性集団の活動強化支援

地域の畜産を牽引し得る女性集団等が行う活動や連携強化に向けた検討等に取り組む事業。

(中央畜産会の助成)

第4条 中央畜産会は、予算の範囲において、補助率を定額として、第3条の事業を実施するのに要する経費につき助成するものとする。

2 事業実施に要する経費の使用基準については、公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）が別に定めるものとする。

(事業実施期間)

第5条 この事業の実施期間は平成30年度から平成32年度とする。

(助成金交付の手続き等)

第6条 事業実施主体はこの事業を実施するにあたっては、事業を実施する年度ごとに会長が別に定める期日までに事業実施計画申請書を様式第1号により作成し、会長の承認を申請するとともに、助成金の交付を申請するものとする。

2 会長は、前項の規定に基づき、申請書の提出があったときは、当該申請書を審査の上、適当であると認めるときは、事業実施主体に対し、当該申請書の事業計画等についての承認及び助成金の交付決定額について、通知する。

3 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該申請書の事業計画の承認及び助成金の交付の決定をすることができるものとする。

4 中央畜産会は、助成金の交付を決定するときには、次の条件を付すものとする。

(1) 事業実施主体は、この事業が予定の期間内に完了しない場合又はこの事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告しその指示を受けなければならないこと。

(2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をしようとするときは、概算払請求書を会長に提出すること。

5 中央畜産会は、前項に規定する条件のほか、助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができるものとする。

6 事業実施主体は、次に掲げる事業計画の変更をしようとする場合には、あらかじめ様式第2号による事業実施計画変更承認申請書を会長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 第3条の第1に掲げる事業について、事業費の30パーセントを超える増減

(3) 助成金の増

(申請の取り下げ)

第7条 第6条第1項の規定による申請をした事業実施主体は、第6条第2項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、会長の定める期日までに、申請の取り下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあつたときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、無かつたものとみなす。

(交付決定の取り消し等)

第8条 中央畜産会は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(助成金の概算払い)

第9条 会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、助成金交付決定額の80%を超えない範囲で助成金の概算払をすることができるものとする。

2 事業実施主体は、概算払請求をしようとするときには、様式第3号による助成金概算払請求書を会長に提出するものとする。

(助成金の管理)

第10条 事業実施主体は、助成金を他の勘定と区分して経理するものとする。

(事業等の遂行等の命令)

第11条 中央畜産会は、事業実施主体が提出する報告書等により、その者のこの事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って、当該事業を遂行すべきことを命ずることができるものとする。

2 中央畜産会は、事業実施主体が前項の命令に違反したときは、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

(事業実績の報告)

第12条 事業実施主体は、毎年度のこの事業が終了したとき(当該事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業実績を取りまとめ、事業が完了した日から1か月を経過した日又は当該事業年度の3月末日のいずれか早い日まで

に、様式第4号による事業実績報告書を会長に提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第13条 会長は、事業実施主体から前条の規定に基づく、報告を受けたときは、事業実績報告書の書類を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る事業の成果が助成金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 会長は、第12条の報告を受けた場合において、その報告に係るこの事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを事業実施主体に対して命ずることができるものとする。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行うこの事業について準用する。

(決定の取り消し)

第15条 中央畜産会は、事業実施主体が助成金の他の用途への使用をし、その他この事業に関して助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、第13条の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第16条 中央畜産会は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、この事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 中央畜産会は、事業実施主体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(消費税の取り扱い)

第17条 事業実施主体は、第6条第1項の事業実施計画申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（当該助成金に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに

係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）がある場合には、その金額を当該助成金交付申請額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

2 事業実施主体は、前項ただし書により申請した場合において、第12条の事業実績報告書（以下「報告書」という。）を提出するに当たり、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないときは、その金額を当該報告の額から減額して報告するものとする。

3 事業実施主体は、第1項ただし書により申請した場合において、報告書の提出後に、消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額があることが確定したときは、当該消費税仕入控除税額（前項の規定により報告をした場合においては、当該消費税仕入控除税額から前項の規定による報告を行う際に減額した消費税仕入控除税額を減じた額）を様式第5号の消費税等相当額報告書によりすみやかに会長に報告するとともに、会長の命じるところによりその相当額を中央畜産会に返還するものとする。

また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、第13条の助成金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに同様式により会長に報告しなければならない。

（帳簿等の整備保管等）

第18条 事業実施主体は、助成金に係る経理の内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、当該事業が終了した最終事業年度の翌事業年度から起算して5年間とする。

（事業実施状況の聴取等）

第19条 会長は、この中央畜産会助成実施要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

（その他）

第20条 この中央畜産会助成実施要領に定めるもののほか、この助成金の交付及びこの事業に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この中央畜産会助成実施要領は平成30年7月6日から施行し適用するものとする。

(様式第1号)

平成 年度畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）実施計画の承認申請書及び助成金の交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）に係る事業実施計画を作成したので畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）助成実施要領第6条第1項の規定により、別記のとおり実施計画の承認及び助成金の交付を申請します。

※以下「記」、実施要領第3条第1項（畜産女性経営者の育成支援）の事業の実施の場合の申請様式。

記

1 助成金交付申請額：_____円（畜産女性経営者の育成支援）

2 事業実施計画

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

①全体計画

1. 事業実施期間	平成 年度～平成 年度
2. 取組内容	
3. 事業目標	○現状（初年度）
	○目標（最終年度）

②平成 年度計画

1. 取組内容	全体	
	活動別	①検討会
		②研修会
		③地域間連携等（地域間連携、イベント出展等）
④事業説明会		
2. 平成 年度の目標	○現状	
	○目標	

(注) 事業実施計画該年度の計画を記載すること。

3 事業費（平成 年度）

（単位：円）

区分	内容	費目	員数	単価	事業費	負担区分		積算根拠
						中央社会 助成金	その他	
1. 検討会								
2. 研修会								
3. 地域間連携等								
4. 事業説明会								
5. 推進事務								
合計								

（注）事業実施計画該当年度について記載すること。

4 事業実施期間

助成金交付決定日～平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

※以下、実施要領第3条第2項（畜産女性集団の活動強化支援）の事業の実施の場合の申請様式。

記

1 助成金交付申請額：_____円（畜産女性集団の活動強化支援）

2 事業実施計画

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

3 事業費

(単位：円)

内容	費目	員数	単価	事業費	負担区分		積算根拠
					中央畜産 助成金	その他	
合計							

4 事業実施期間

助成金交付決定日～平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 団体の活動が分かる規約等

(2) 最近時の活動報告書及び活動計画書

(様式第2号)

平成 年度畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）実施計画の変更承認申請書及び助成金の変更交付申請書（又は助成金変更及び追加交付申請書）

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付 第 号をもって、事業実施計画の承認及び助成金の交付決定通知のあった、平成 年度畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）について、下記のとおり変更したいので、畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）助成実施要領第6条第6項の規定により、申請します。

（又は平成 年 月 日付 第 号をもって、事業実施計画の承認及び助成金の交付決定通知のあった、平成 年度畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）について、下記のとおり変更及び増額したいので、助成金 円を追加交付されたく、畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）助成実施要領第6条第6項の規定により、申請します。）

記

(注)

記の記載要領は様式第1号に準ずること。

この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の内容」と書き替え、承認された事業の内容及び計画並びに事業費等の配分と変更後の事業の内容及び計画並びに事業費等の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(様式第3号)

平成 年度畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）助成金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付 第 号をもって、事業実施計画の承認及び助成金の交付決定通知（又は助成金の交付決定変更通知又は助成金の交付決定の変更及び追加交付決定通知）のあった畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）について、下記により助成金 円を概算払いによって交付されたく、畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）助成実施要領第9条第2項の規定により、請求します。

記

1 概算払請求額

(単位：円)

交付決定額		既概算払 受領額①	今回概算払 請求額②	概算払額計 (①+②)
事業費	助成金			

2 振込先

金融機関名：

預金種類：

口座番号：

口座名義：

(様式第4号)

平成 年度畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付 第 号をもって、事業実施計画の承認及び助成金の交付決定通知（又は助成金の交付決定変更通知又は助成金の交付決定の変更及び追加交付決定通知）のあった畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）について、下記のとおり実施したので、畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）助成実施要領第12条の規定により、その実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

※以下「記」、実施要領第3条第1項（畜産女性経営者の育成支援）の事業の実施の場合の申請様式。

記

1 事業の目的

2 事業の実績

1. 取組内容	全体	
	活動別	①検討会
		②研修会
		③地域間連携等（地域間連携、イベント出展等）
④事業説明会		
2. 平成 年度の目標		○目標
		○実績

3 事業費（平成 年度）

（単位：円）

区分	内容	費目	員数	単価	事業費	負担区分		支出根拠
						中・畜産 助成金	その他	
1. 検討会								
2. 研修会								
3. 地域間連携等								
4. 事業説明会								
5. 推進事務								
合計								

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

※以下、実施要領第3条第2項（畜産女性集団の活動強化支援）の事業の実施の場合の申請様式。

記

1 事業の目的

2 事業の実績

3 事業費（平成 年度）

（単位：円）

内容	費目	員数	単価	事業費	負担区分		支出根拠
					中央畜産会 助成金	その他	
合計							

4 事業に係る精算額

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

(様式第5号)

平成 年度畜産女性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の
地域育成支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人中央畜産会
会長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付 第 号をもって、事業実施計画の承認及び
助成金の交付決定通知（又は助成金の交付決定変更通知又は助成金の交付決定
の変更及び追加交付決定通知）のあった畜産女性経営者育成強化事業（畜産女
性経営者の地域育成支援事業）について、以下のとおり実施したので、畜産女
性経営者育成強化事業（畜産女性経営者の地域育成支援事業）助成実施要領第
17条の規定により、報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還
します。（返還がある場合、記載すること。））

記

1 助成金の額の確定額	金	円
2 助成金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 助成金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付
すること。

・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合は、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度に前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)
- ・確定申告の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料